

院内感染対策のための体制の確保に係る措置

① 院内感染対策のための指針の策定状況	有・無
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指針の主な内容： <ul style="list-style-type: none"> 総則 院内感染対策に関連する委員会に関する基本的事項 院内感染対策のための従事者に対する研修に関する基本方針 感染症の発生状況の報告とその対応に関する基本方針 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 その他の院内感染対策の推進のために必要な基本方針 	
② 院内感染対策のための委員会の開催状況	年 12 回
<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動の主な内容： <ul style="list-style-type: none"> シーズンにあわせた感染症発生状況報告や事前対策の検討 感染対策上必要な医薬品の採用のための意見交換 高度耐性菌発生状況報告と対策の検討 針刺し状況報告と職業感染防止の検討 	
③ 従業者に対する院内感染対策のための研修の実施状況	年 62 回
<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修の主な内容： <ul style="list-style-type: none"> 医療安全対策部との合同の院内講演会 新入職者に対する感染管理の講義（職種別） I C T 巡視後フォローの部署への勉強会 委託業者に対する感染管理講義 	
④ 感染症の発生状況の報告その他の院内感染対策の推進を目的とした改善のための方策の状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院における発生状況の報告等の整備 (有・無) ・ その他の改善のための方策の主な内容： <ul style="list-style-type: none"> 臨床微生物検査室では、病原体分離及び存在の確認、分離細菌の薬物耐性パターンなどの解析を行っている。この疫学情報は、日常的に臨床側及び感染制御部へフィードバックされる。 感染制御部では、この情報を基に、微生物の分離率ならびに感染症の発生動向を注視する。また、主治医及び病棟、若しくは病院全体へ、適切な院内感染対策防止対策及び制圧策を指導し、相談している。 	

医薬品に係る安全管理のための体制の確保に係る措置

① 医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置状況	① 有 ・ 無
② 従業者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施状況	年 3 回
<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修の主な内容： <ul style="list-style-type: none"> 薬の処方及び麻薬取り扱い（対象：レジデント） 薬剤部の業務紹介とお願い（対象：新人看護師） 麻薬・向精神薬及び毒薬の取り扱いについて（対象：病棟看護師） 	
③ 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 手順書の作成 （ ③ 有 ・ 無 ） ・ 業務の主な内容： <ul style="list-style-type: none"> 手順書の改定 チェックリストによる業務実施状況の調査（薬剤部・病棟） 	
④ 医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医薬品の安全使用を目的とした改善のための方策の実施状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品に係る情報の収集の整備 （ ④ 有 ・ 無 ） ・ その他の改善のための方策の主な内容： <ul style="list-style-type: none"> ヘパリンフラッシュ自主回収に伴い、末梢のヘパリンロックを生食ロックへと変更した。 安全性情報等を紙媒体だけでなく、Web上でも閲覧可能とし、その充実を図った。 	

医療機器に係る安全管理のための体制の確保に係る措置

① 医療機器の安全使用のための責任者の配置状況	有・無
② 従業者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施状況	年 2 回
<p>・ 研修の主な内容：</p> <p>人工呼吸器について（医師対象） 輸液シリンジポンプについて（看護師対象）</p>	
③ 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の実施状況	
<p>・ 計画の策定 （有・無）</p> <p>・ 保守点検の主な内容：</p> <p>①人工心肺装置及び補助循環装置、②人工呼吸器、③血液浄化装置、④除細動装置、 ⑤閉鎖式保育器、⑥診療用高エネルギー放射線発生装置、⑦診療用放射線照射装置 上記7点について、保守点検計画を策定し、実施している。</p>	
④ 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施状況	
<p>・ 医療機器に係る情報の収集の整備 （有・無）</p> <p>・ その他の改善のための方策の主な内容：</p> <p>医療安全対策部において、医療安全に係る情報を掲載した「あんぜん便り」という文書を作成している。これを各部署に配付することにより、医療機器の安全使用を目的とした改善策等についての情報を提供している。</p>	